

アンカー訪問看護ステーション那覇 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定はあいつ沖縄株式会社が開設する、アンカー訪問看護ステーション那覇（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員等が、要介護状態及び要支援状態（以下「要介護状態等」という。）にある高齢者であり、主治の医師が必要と認めた高齢者に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問看護の実施にあたっては、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 指定介護予防訪問看護の実施にあたっては、要支援状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 指定訪問看護等の実施にあたっては、利用者の主治医による指示を文書で受けるものとする。

4 指定訪問看護等の実施にあたっては、主治医との密接な連携を図るものとする。

5 利用者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的におこなうものとする。

6 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

7 事業者は関係市町村、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者等との連携に努めるものとする。

8 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置すること等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施すること等の措置を講ずるよう努めるものとする。

9 前各項のほか、「那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和5年12月25日条例第52号）」及び「那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和5年12月25日条例第54号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 アンカー訪問看護ステーション那覇
所在地 那覇市安謝1丁目18番20号
- (2) 名 称 アンカー訪問看護ステーション那覇 サテライト国場
所在地 沖縄県那覇市国場1186番地4 丸彦マンション106

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師1人（常勤兼務）
- ①管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- ②管理者は、事業所の従業者に対し基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 看護職員 2.5人以上
- 看護職員（准看護師を除く）は、訪問看護計画書又は介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、事業の提供にあたる。
- サテライト事業所 看護職員 1名

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 月 曜 日 か ら 金 曜 日 と す る 。
ただし、国民の祝日及び国民の休日、年末年始（12月29日から1月3日）を

除く。

(2) 営業時間 午前9時00分から午後6時00分

(3) 上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能体制とする。

(指定訪問看護等の内容)

第6条 指定訪問看護等の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 訪問看護計画又は介護予防訪問看護計画及び訪問看護報告書の作成
- (2) 病状・障害の観察
- (3) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (4) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (5) 褥瘡の予防・処置
- (6) リハビリテーション
- (7) ターミナルケア
- (8) 認知症患者の看護
- (9) 療養生活や介護方法の指導
- (10) カテーテル等の管理
- (11) その他医師の指示による医療処置

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスである場合には、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 通常の場合の交通費は徴収しない。

3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

4 前各項の費用の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、那覇市、浦添市、宜野湾市、豊見城市、糸満市、八重瀬町、与那原町、南城市とする。なお、その他の地域についても相談に応ずる。

(衛生管理等)

第9条 事業者は、看護職員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(秘密保持等)

第10条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いに関するガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努める。

2 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 事業者は、前項に定める秘密保持義務について、従業者の離職後もその秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時に取り決めることとする。

4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書で得ることとする。

(利益供与の禁止)

第11条 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

(苦情処理等)

第12条 事業者は、自ら提供した指定訪問看護等について、相談、苦情等に対する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応するため担当職員及び責任者を選任し、苦情相談対応マニュアルを策定するとともに職員に周知徹底を行なうものとする。苦情相談の対応結果については、個人を特定できる情報を除き公表するものとする。

2 事業者は、介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会（以下「市等」という。）が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

3 事業者は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

(事故発生時の対応)

第13条 事業者は、指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 指定訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(緊急時の対応)

第14条 看護職員等は、指定訪問看護の提供を行っている際に利用者に病状の急変が生じた場合等は、必要に応じ臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、家族及び管理者に報告する。また、主治医との連絡が困難な場合は、緊急搬送等必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第15条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業者は、利用者に対する事業の提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。また、利用者またはその代理人の求めに応じ、これを開示し、又はその複写物を交付するものとする。

(1) 訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書

(2) 訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書

(3) 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 利用者に関する市町村への通知に係る記録

(5) 苦情の内容等に関する記録

(6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(8) 主治の医師による指示の文書

(高齢者虐待の防止)

第16条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待（身体拘束を含む）を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町

村又は地域包括支援センターに通報するものとする。

- 3 事業所は、身体拘束等は廃止すべきものという考えに基づき、従業者全員への周知徹底及び身体拘束等の研修を年1回以上実施する。
- 4 利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはない。
- 5 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

- 第18条 事業所は、指定訪問看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問看護の提供を行うよう努めるものとする。

(認知症ケアについて)

- 第19条 事業所は、認知症状のある利用者の個性を尊重するケアのため次の取組をおこなうものとする。

- (1) 利用者に対する認知症ケアの方法等について、養護者等に情報提供し、共に実践する。
- (2) 認知症に関する正しい知識やケアを習得し、専門性と資質向上を目的とした研修を実施する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第20条 事業所の職員は、身分を証する書類を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示するものとする。
- 2 指定訪問看護事業者は、看護師等にその同居の家族である利用者に対し、指定訪問看護の提供をさせないものとする。
- 3 事業所は、看護職員等の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 4 事業所は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問看護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 6 継続研修：厚生労働省によって運営基準で義務付けられている研修のことで、看護師などの職員の資質向上を目的とする。具体的には、業務継続計画に関する研修、感染症の予防・まん延防止に関する研修、高齢者虐待防止に関する研修などが含まれます。（年5回以上予定）

附則

- この規程は、平成31年4月1日から施行する。
この規程は、令和7年4月1日から施行する。
この規定は、令和8年8月1日から施行する。